

# 扶養関係書類チェックリスト

(採用に伴い18歳未満の子を扶養に入れるケース)

職 種： \_\_\_\_\_

受 験 番 号： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

連絡先携帯： \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

- ・ 下記書類を用意し、本紙を添付して提出してください。
- ・ 提出書類は全て片面印刷としてください。(両面印刷は不可)
- ・ 各種申請書の右上余白には受験番号・氏名をシャープペン又は鉛筆で記入してください。

No	提出するものに○	書類名
1		扶養親族異動認定申請書 <b>※ 以下、認定日より15日以内</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主としてあなたの扶養を受けている年収130万円未満の方がいる場合、扶養手当が支給されます。</li> </ul>
	後日提出口	扶養手当等支給状況証明書 (Excel ファイルの3シート目) 配偶者が就労されている場合は配偶者の就労先に記入してもらい、ご提出下さい。 後日提出可。(左欄の後日提出に☑)
2		個人番号台帳兼届出書 (扶養家族用) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶養にとる方のマイナンバー情報をご記入ください。</li> <li>・ <u>児童手当該当者のかたは、世帯員の収入を比較するため配偶者がいれば、配偶者のマイナンバーもご記入ください。</u></li> </ul> <b>※ 添付書類：扶養にとる方のマイナンバーカードの写し。配偶者の場合は、上記に加えて運転免許証等写真付きの身分証明書の写し。</b>
3		児童手当申請書 (該当者のみ提出) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あなたが世帯で収入が一番多く、高校3年生以下のお子さまがいる場合に手当が支給されます。</li> <li>・ 以下のとおり消滅通知書もご用意ください。(消滅通知は後日提出)               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) これまで柏市役所以外で公務員として勤務先より受給していた場合。 →職場より児童手当の「消滅通知書」を受け取り、<u>4月13日までにご提出ください。</u></li> <li>イ) これまで居住市町村の児童手当担当課より受給していた場合。 →児童手当担当課にて4月1日から公務員になることを伝え、消滅の手続きをしてください。後日「消滅通知書」がご自宅に送付されるので、<u>早急にご提出ください。</u></li> </ul> </li> <li>・ 高校生相当の年齢までの児童のうち、別居している児童がいる場合、上記申請書に加えて「別居監護申立書」をご提出ください。</li> <li>・ 養育する子どもが3人以上いる場合で、大学生相当の年齢の子を監護し、生計費を負担している場合のみ、上記申請書に加えて「監護相当・生計費の負担についての確認書」ご提出ください。</li> </ul>
4		被扶養者申告書 <b>※ 以下、認定日より30日以内</b>

【裏面へ続く】

(注意点)

- ・ 給与の扶養手当や児童手当関係手続は採用日から15日以内、共済組合の家族分保険証交付手続きは30日以内までに必要書類が不備なく揃っていることで、手続を進めることが可能です。
- ・ 保険証の手続書類が30日を経過した場合、その期間については国民健康保険に加入する必要があります。
- ・ 保険証の登録は例年、早くても4月末～5月1週目となります。その期間に通院予定がある方の手続きは入庁日に御案内します。

提出期限

**2月27日(金)までに郵送又は窓口でご提出ください。**

入手が間に合わない書類は後日提出としてください。

問い合わせ

kyuyokosei2@city.kashiwa.chiba.jp に

件名「扶養の書類について」とし、メールにてお問い合わせください。

※ 提出の際は、簡易書留やレターパック等を利用してください。普通郵便等で送付した場合の郵便事故については、一切の責任を負いません。

〒277-8505

千葉県柏市柏五丁目10番1号

**柏市役所 給与厚生室 行**

親展

新規採用・扶養書類 在中